

平成22年10月
海事局運航労務課

船員法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

船員法事務の円滑な運用の確保を目的とし、船舶所有者・船舶・船員についての実態を十分に把握するため、船員法（昭和22年法律第100号）第111条は、船舶所有者に対し、大臣への報告義務を規定し、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第73条第3項においては、当該報告義務に係る報告書の様式（第19号書式）を定めている。

今後、船員労務監査等の船員法事務をより一層的確に実施していくためには、船舶所有者に対し、船舶に固有の情報を報告することを求めることが必要不可欠である。

したがって、船員法施行規則第73条第3項において規定する報告書の様式（第19号書式）に関し、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船舶番号の追加（第73条第3項関係）

所属船舶に係る事項として、船舶番号（船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第17条の2第1号又は小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条第2項）を報告することとする。なお、総トン数20トン未満の漁船にあつては漁船登録番号（漁船法（昭和25年法律第178号）第16条）を報告することとする。

（2）施行期日（附則第1項関係）

この省令は、公布の日から施行することとする。

（3）経過措置（附則第2項関係）

平成22年10月1日現在の事業状況に係る船員法第111条の報告の様式は、なお従前の例によることができることとする措置を行う。

3. スケジュール

公	布	平成22年10月19日
施	行	平成22年10月19日（公布の日）

(別紙)

船員労働安全衛生規則の一部改正について

第一 油に関する文書の備置きを要する対象の拡大

船舶所有者に対する油に関する文書の備置き義務の対象を、油を貨物として運送する場合に加え、燃料油（船舶の運航のための燃料として用いられるものをいう。）を搭載する場合にも拡大すること。（第二十四条の二関係）